

# 指定(許可)更新の手続き

指定居宅介護サービス事業所及び介護保険施設の指定(許可)については、介護保険法により6年ごとの更新が必要となっています。更新を行わない場合は、指定(許可)有効期間の満了により効力を失うことになります。

## 1 対象となる事業所及び施設

- ・ 県が指定(許可)している介護保険事業者(みなし指定の事業所を除く)
- ・ 令和2年度は、令和3年4月1日～令和4年3月31日までに指定(許可)期間満了を迎える事業所及び施設(以下「事業所等」という。)が対象です。

【更新手続きの対象とならない事業所等】(みなし指定の事業所等)

- ① 保険医療機関が行う居宅療養管理指導、訪問看護(訪問看護ステーションを除く)、訪問リハビリテーション
- ② 脳血管等疾患リハビリテーション又は運動器疾患リハビリテーションを算定している保険医療機関が行う通所リハビリテーション
- ③ 保険薬局が行う居宅療養管理指導
- ④ 介護老人保健施設が行う短期入所療養介護、通所リハビリテーション
- ⑤ 介護療養型医療施設が行う短期入所療養介護
- ⑥ 休止中の事業所(下記7を参照)

## 2 手続期間

- ・ 指定(許可)有効期間満了日までに更新申請書及び必要書類を提出する必要があります。
- ・ 更新申請書等の審査に時間を要しますので、更新案内に記載された提出期限までに窓口の各地域振興局・支庁へ提出してください。(指定(許可)有効期間満了日の約2ヶ月前)

## 3 提出書類

指定(許可)更新申請に必要な提出書類は、次のとおりです。提出書類のうち(4)～(6)について、届出事項に変更がある場合は、変更届を併せて提出してください。

変更届の様式(第3号様式)は、県ホームページからダウンロードしてください。

- (1) 指定(許可)更新申請書
- (2) 付表(各サービス毎に様式が異なります)
- (3) 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1)
  - ※ 提出月の勤務体制について作成してください。
    - ・ 資格等が必要な職種については、資格証等の写しを添付(1枚)してください。
    - ・ すべての従業員に係る法人との雇用関係が証明できる書類の写し(雇用契約書、辞令等)
- (4) 運営規程
- (5) 誓約書(参考様式6)
- (6) 更新申請書類等についての留意点(チェック表)

※ 県ホームページ掲載場所  
トップページ>事業者の方々>健康・福祉>高齢者・介護保険>事業者指定手続関係>指定介護サービス事業所等の更新について

## 4 提出方法等

- (1) 提出先及び提出方法
  - ・ 事業所等の所在する市町村を管轄する県の事務所(5 書類提出窓口一覧のとおり)に、持参又は郵送で提出してください。

- ・ 郵送の場合、お手数ですが封筒に「指定更新申請書在中」と明記してください。
- ・ 申請内容について照会する場合がありますので、更新申請書一式について事業所控えを作成しておいてください。

(2) 提出部数

1部

(3) 指定（許可）更新通知書の交付

更新申請審査終了後、現に受けている指定（許可）の有効期間満了日までに「指定（許可）更新通知書」を郵送します。

## 5 書類提出窓口一覧

事業所等の所在地市町村	窓 口	電話番号
日置市・いちき串木野市・鹿児島郡	鹿児島地域振興局 地域保健福祉課 〒899-2501 日置市伊集院町下谷口 1960-1	099-272-6301
枕崎市・指宿市・南さつま市・南九州市	南薩地域振興局 地域保健福祉課 〒897-0001 南さつま市加世田村原 2丁目 1-1	0993-53-8001
阿久根市・出水市・薩摩川内市・薩摩郡・出水郡	北薩地域振興局 地域保健福祉課 〒895-0041 薩摩川内市隈之城町 228-1	0996-23-3166
霧島市・伊佐市・始良市・始良郡	始良・伊佐地域振興局 地域保健福祉課 〒899-5112 霧島市隼人町松永 3320-16	0995-44-7954
鹿屋市・垂水市・曾於市・志布志市・曾於郡・肝属郡	大隅地域振興局 地域保健福祉課 〒893-0011 鹿屋市打馬 2-16-6	0994-52-2122
西之表市・熊毛郡	熊毛支庁 地域保健福祉課 〒891-3192 西之表市西之表 7590	0997-22-1830
奄美市・大島郡	大島支庁 地域保健福祉課 〒894-8501 奄美市名瀬永田町 17-3	0997-57-7246

## 6 更新手数料について

更新申請に当たっては、次の手数料が必要ですので、県収入証紙を申請書に貼付して提出してください。

手数料の区分	更新手数料	手数料の区分	更新手数料
居宅サービス	10,000円	介護老人福祉施設	10,000円
介護予防サービス	2,000円	介護老人保健施設	10,000円
		介護療養型医療施設	10,000円

## 7 休止中の事業所等について

休止中の事業所等にあつては、指定（許可）の有効期間満了日をもって、指定（許可）の効力を失うことになります。

ただし、有効期間満了日までに「再開届」を提出していただき、人員及び設備に関する基準を満たしている場合は、更新を受けることができます。